## 令和3年12月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 3 日 (金) 13 時 56 分 ~ 15 時 02 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件 議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 議案第 30号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
  - 2) 非農地通知について
  - 3)業務報告・予定
  - 4) その他連絡事項

## 出席委員 19名

1番	宇	Ш	傳	治	11番	石	丸	正	明
2番	田	悟	敏	子	12番	谷	口	個	多
3番	中	村	重	樹	13番	宮	西	勝	昇
4番	坂	田	信	_	14番	加	賀名	}	良 雄
5番	日	光	善	治	15番	髙	田	太	衛
6番	三	輪	和	雄	16番	砖	幸	島 禾	火
7番	吉	江	秀	_	17番	木	村	鉄	雄
8番	前	田	真 -	一郎	18番	沼	田	吉	雄
9番	西	尾	和三	三郎	19番	渋	谷	忠	司
10番	多	田	博	次					

欠席委員 20番 唐 島 隆 夫

令和3年12月3日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さん、ご苦労様でございます。部長と課長は、議会の都合で欠席と
	なります。ご出席の皆さんがお揃いになりましたので、時間前ですが、
	始めさせていただきます。早いもので、師走になりました。今月の総会
	は、最初は2日の予定でしたが、東京で全国大会があるということで
	6日に変更されました。ところが、6日に会検が入るということで、急
	遽 3 日に変更となりました。何度も変更があり、大変申し訳なかった
	と思います。昨日、全国代表者集会に県の農業会議から役員が5名と、
	事務局から2名で行ってまいりました。研修の内容は、小杉での研修
	会とよく似ていたものでした。その前に、県選出の国会議員の先生方
	に、人・農地の関係の見直し、令和4年度の予算確保のお願いに行って
	まいりました。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総会を開催いた
	します。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しております
	ので、総会は成立しております。欠席委員は、唐島委員さんとなってお
	ります。本日の議事録署名委員を指名いたします。16番の砖委員さ
	ん、17番の木村委員さんにお願いいたします。それでは、本日の付議
	議案を申し上げます。
	○漢字签 9. 7 円.
	<ul><li>○議案第27号</li><li>「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</li></ul>
	○議案第28号
	「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件
	○議案第29号
	「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件
	○議案第30号
	「農用地利用集積計画の制定について」
	以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第27号「農
	地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していた
	だきます。
事務局	議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説
	明します。議案書1ページをご覧ください。

r	
	受付番号12番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。
	対象の農地は12筆で、合計面積は8,609 ㎡となっております。譲渡
	人は○○さん、譲受人が○○さんです。位置図については、1 ページか
	ら 5 ページをご覧ください。
	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています
	が、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている
	ものであります。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号12番につ
	いて、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。売買による所有権移転の申請です。譲受
	人が○○さん、譲渡人が○○さんです。○○さんは○○の方です。申請
	地は、○○1-88、外11筆です。○○には、ほぼ果樹が植えてありま
	す。その他○○の方は荒地になっております。管理の問題がありまし
	て、ぜひとも○○さんにお受けいただけないかとお願いされ、引き受
	けられたそうです。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はご
	ざいませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号13番について、事務局より説明
	していただきます。
事務局	受付番号13番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。
	対象の農地は1筆で、面積は214 m²となっております。譲渡人が○○
	さん、譲受人が○○さんです。位置図については、6ページと7ページ
	をご覧ください。
	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられており、
	その第5号、50aを超えなければならないという要件に該当しており、
	このままでは対象とならない所ですが、農地法第3条第2項には、た
	だし、政令で定める相当の事由がある場合は許可するとなっておりま
	す。農地法施行令第2条第3項には、その位置、その面積、その形状等
	からみて、これと隣接する農地と一体として利用しなければ利用する
	ことが困難という場合は認められるとなっております。位置図の7ペ
	ージをご覧ください。現在、赤い部分の農地を購入されようとしてい

l	
	ますが、その下の 3321 番地を、元々〇〇さんが所有しておられました。それが道路の拡幅により青い部分しか残らないそうです。その青い農地が単独では使用困難になるということで、隣接する農地と一体として使用するということで、要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、受付番号13番について、○○地区担当の○○委員さんより、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。譲受人の〇〇さんは申請地の下の〇〇3 321 番地だけを畑として所有されております。他には所有されていません。先ほど、事務局からの説明で言われたように 5 反未満となりますので、位置図にある青い部分の農地だけではどうしようもできないのですが、自家消費の野菜は作りたいということで、横の 3322-1 を〇〇さんから譲り受けるということで了承をされました。要件が厳しいこともありましたが、よろしくお願いいたします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
○○委員	結論的に、3321 も使うという意味ですか。
○○委員	3321 の細長い土地が○○さんの土地で、道路の拡幅で 3321 の残る 部分が青い部分になります。今後は赤い部分と青い部分を一緒に使い、 耕作をしたいということです。
○○委員	わかりました。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第27号については「承 認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第27号については「承認」といたします。 続いて、議案第28号の「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。

r	·
事務局	議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。
	受付番号6番は、申請者が○○の○○さんです。申請地は○○388-2
	外4筆、登記地目が田、現況は宅地です。5筆の合計面積が2,007 m²
	で農機具格納庫兼事務所敷地として昭和 54 年頃から違反転用されて
	おり、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、8ページから 14ページをご覧ください。
	- シがら14ページをこ見ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致してお
	りますので、転用することが可能です。以上です。
	Jana Jana Jacan Jilian Jana Jana Jana Jana Jana Jana Jana J
会長	それでは、受付番号6番について、○○地区担当の○○委員さんよ
	り、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。申請者は、○○の○○さんです。こちら
	の農作業施設は○○さんのお父様が建てられたそうです。こちらを建
	てられた当時、農振除外の手続きはされていたそうですが、それで許
	可が出たと勘違いをされていたのではないかということでした。その
	後、施設を拡大していったそうですが、許可が出ていると思い、そのま
	ま建てたそうです。始末書も出ておりますし、振興会、自治会長の同意
	書、土地改良区の意見書も出ておりますので、問題はないと思います。 どうぞ、よろしくお願いします。以上です。
	と ) で、よりしくわ願いしまり。 以上でり。
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第28号については「承
云文	認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第28号については「承認」とい
	たします。
	続いて、議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請につ
	いて」事務局より説明していただきます。
<b></b>	送安笠90早の「典州辻笠5冬の坦宁に F 2 新司中誌にへいて」ご
事務局	議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご 説明いたします。議案書3ページをご覧下さい。

	受付番号29番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇です。申請地は〇〇42-2、地目は田です。面積が261㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号29番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。位置図の 15 ページをご覧ください。譲受人の〇〇さんの後ろに譲渡人の〇〇さんの家があります。〇〇さんにも駐車場はありますが、大変狭いので、報恩講等の際にはご近所の土地を借りていたそうです。〇〇さんは寄付をしてもいいというお話でしたが、売買での所有権移転ということになりました。現在は、〇〇が耕作をしていますが、42-1 と 42-2 に分筆されて、駐車場を造る準備がされています。車は 11 台停められるようにしたいということです。〇〇にお話を聞くと、元々いびつな形であったため、仕事がしやすくなるということでした。特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
○○委員	除雪は地区の方がされるのですか。雪が積もって、排水だけでは追いつかない時があると思いますが、その時はどうされる予定ですか。せっかく駐車場にしたのに停められないというのでは意味がないと思います。
○○委員	除雪については、あまり心配はしていませんでした。年3回の報恩 講やお正月等に使用されると思いますので、また確認しておきます。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第29号については 「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

<u> </u>	
会長	それでは「異議なし」として、議案第29号については「承認」とい
	たします。
	続いて、議案第30号の「農用地利用集積計画の制定について」事務
	局より説明していただきます。
事務局	議案第30号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いた
	します。4ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画
	の制定について諮問がありました。
	内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、
	「10年以上」の利用権設定が4件で、すべて新規で、面積が13,933
	m <sup>2</sup> となっております。
	「3年以上6年未満」の利用権設定が1件で、面積が7,879.63 m <sup>2</sup> であ
	り、新規となっております。
	「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」はありません。申請の内
	容は6ページと7ページに記載のとおりです。
	これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
	を満たしていると考えております。以上です。
 会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございません
AX	か。
	<b>~</b> °
会長	無いようですので「異議なし」として議案第30号については「承
A.X.	認」としてよろしいですか。
全委員	
工女兵	ЭКИХ. G. C.O
会長	それでは、「異議なし」として、議案第30号については「承認」と
	いたします。
	これで、付議議案はすべて終了いたしました。
	協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明して
	いただきます。よろしくお願いします。
事務局	報告事項説明
	1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2) 非農地通知について
	3) 業務報告・予定
	○ / 木幼刊口

	4) その他連絡事項
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
○○委員	利用状況調査の合計が合わないのはどうしてですか。
事務局	2筆、未調査になっている所がありました。
○○委員	○○で未調査の所が2筆あったかと思いますが、行く途中にクマの フンを見つけたため、行けませんでした。
○○委員	教えていただきたいのですが、非農地願いの申請者の年齢はいくつ ぐらいですか。高齢の方ですか。
○○委員	○○は高齢の方でした。
○○委員	非農地通知のリストに、一人で10筆以上の申請がありますが、これは個人の方から申し出があったのでしょうか。
事務局	今回、申請のあったものは全て個人からの申請となっております。
○○委員	本来、宅地であろうが農地であろうが、地目を変更する場合に個人が申請する場合は、個人の費用で登記をしないといけませんよね。このリストに載っているものは、諸費用は個人負担しなくてもよいということですか。
事務局	まず、家を建てる等農地を転用するときは農地法に基づく申請が必要になります。そうなると、申請する際の行政書士等の費用は個人負担になります。この利用状況調査は、必ず実施しなければならないもので、毎年全筆を確認して、非農地だと判断したものについては、すみやかに非農地通知を出さなくてはなりません。また、随時調査できていない所について、個人からの申請が提出されてきています。そして、すでに山林化している等により、農地に再生できないという所を、農業委員さんに判断していただいて、非農地通知を出しております。非農地通知を法務局へ持っていけば、無料で地目を変えられます。

·	
○○委員	私の認識ですと、前任の委員さんは、リストアップしたものを優先的に確認に回っていたように思います。所有者から申請するケースは少なかったと思いますが、市のほうから積極的に非農地の申請を出してくださいと言ったことはありますか。
○○委員	座談会で話されていると思いますが、農業委員会がこういう方法で 農地の調査をしていて、地目変更は無料でできますといった案内の文 書がありましたよね。
事務局	座談会の際に、農業委員会で作った利用状況調査に関する資料はお渡ししております。また、調査していない農地で山林化している等あれば、個人で農業委員会に申請していただくようにお願いしております。
○○委員	実際、農業者としての立場と、農業委員としての立場とでは若干違いがあって、農業者としての立場から言うと、勝手に非農地にしてほしくないという思いがあります。なぜなら、減反政策で40%前後の減反になりますが、その土台が野帳に載っている農地面積で、耕作できない農地、休耕田も含んでいます。それがあるので、〇〇も〇〇も、減反面積が緩和されることがあります。ですが、そもそも耕作できない所を農地として残すということがおかしいということが、調査の判断の基になっているはずです。それを正すことが、我々農業委員としての仕事だと理解をして、努めているつもりです。
事務局	国からは利用状況調査を実施して、1年に1回は必ず農地を見回ること。また、個人の方から申請があれば確認をして、非農地通知を出すこととされております。
○○委員	小矢部市として非農地の調査について、3年後、5年後どうするかというような計画性を持ってされていますか。
事務局	国からは利用状況調査を実施して、1年に1回は必ず農地を見回ること。また、個人の方から申請があれば確認をして、非農地通知を出すこととされておりますので、個人で申請されたものを受付けしないということはできません。また、市として何年以内にという計画はありませんが、毎年調査を行い、非農地の判断については、適正な判断で、

r	
	農地でないものは農地から外しています。ただし、○○委員さんが言
	われたように、大きな面積が非農地になるので、生産者の立場から見
	ると、今まで田んぼを作っていた所も転作をしていかないといけなく
	なる場合があるので、困るということはあるかと思われます。
○○委員	本来、農業者がやるべきことを、費用が掛かるので今までやってき
	ませんでした。山手の農地の所有者はほとんどが大昔の所有者の名前
	のままになっています。20 年、30 年前に田んぼをしていたような所
	を、今やっと現地調査に行って、農業ができるかどうかを判断して、整
	理をし始めたところです。それでも、非農地だと決定し、地目を変更し
	てくださいとお願いしても、高齢の方にはこのままでいいですと言わ
	れます。今こういう制度があるので、個人で申請を行ってください。そ
	うすると、我々が現地確認をして農地か非農地かを判断して、非農地
	通知を出しますということを、今やり始めています。農業委員会から
	したら、非常に前向きです。しかし、農業者からすると、野帳から外れ
	るため、減反面積がさらに増えるという話になって、嫌な話になるわ
	けです。現実的には仕方ないことだから、やむなしとして、それを進め
	てもらっているというのが、我々の地域の話です。
○○委員	ちなみに地目変更に1筆当たりいくらかかって、農地と原野では固
	定資産税がどれくらい違いますか。
事務局	自分で申請に行って、地目を変更するだけなら何筆あっても無料で
	す。ただし、それを代理人にお願いされると、費用が掛かります。固定
	資産税はそんなに大きく変わらないとは思います。
○○委員	農業委員会としては、申請された方に書類を渡すから、法務局へ行
	って手続きをしてくださいという話ですよね。費用は掛からないとい
	うことですね。ちなみに代理人の費用を国や市が負担してくれるとい
	うような話はないですよね。
事務局	そういったことはありません。
○○委員	ただ、相続していないものは少し問題になります。
事務局	相続していない農地についても、相続人の1人であるということが
L	.i.

	証明できれば、農地を原野等に変えることはできます。ただし、所有者 の名前を変えることはできません。そうなると専門的な知識を持った 人でないと難しくなります。
会長	ご理解いただけましたでしょうか。他に無いようですので、本日の 案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと 思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は、師走の忙しい中、皆さん総会にご参加いただきありがとうございました。今回が本年最後になります。次回の総会は、新しい年になります。コロナの影響が少し収まってきましたが、今年も大変な年でした。少し早いですが、皆さんにとって、新しい年が幸せでありますようお祈りいたしまして、12月の総会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
	一12月総会終了一

上記の通り、総会の議事録を確認する。 なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年12月3日

会長 宇 川 傳 路

議事録署名委員 16番 磋 善 秋

17番 木 村 鉄 雄